

仙台市地域公共交通会議設置要綱

(平成23年2月23日 市長決裁)

(設置)

第1条 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、仙台市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (2) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 仙台市都市整備局総合交通政策部長
- (2) 仙台市建設局道路部長
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表
- (4) 社団法人宮城県バス協会の代表
- (5) 社団法人宮城県タクシー協会の代表
- (6) 住民又は利用者の代表
- (7) 国土交通省東北運輸局宮城運輸支局長又はその指名する者
- (8) 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- (9) 宮城県知事が指名する者
- (10) 宮城県警察本部長が指名する者
- (11) 学識経験者
- (12) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 特別の事項を協議し、及び調整するため必要があると認めるときは、交通会議に臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関して精通する者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する協議及び調整が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 交通会議に会長を置き、仙台市都市整備局総合交通政策部長をもって充てる。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、必要に応じて交通会議の会議を招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員及び臨時委員以外の者に対し、交通会議において意見を述べることを求めることができる。

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、会長は、緊急の必要があり会議を招集するのが困難なときその他やむを得ない事情があるとき、又は次に掲げる事項を協議するときは、委員に書面を送付し協議することをもって会議に代えることができる。

(1) 運行時刻の変更

(2) 運行回数を増加する変更（変更前の運行回数に1.4を乗じて得た回数の範囲内で増加するものに限る。）

(3) 停留所の新設又は位置若しくは名称の変更

(分科会)

第7条 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項の運賃等について協議するため、交通会議に運賃協議分科会を置く。

2 前項に定めるもののほか、交通会議は、必要に応じて分科会を置くことができる。

3 分科会の構成員は、交通会議が必要と認める者で会長が指名するものとする。

(合同の地域公共交通会議)

第8条 市長は、仙台市と他市町にまたがる一般乗合旅客運送事業又は市町運営有償運送に係る事項について、関係市町の市町地域公共交通会議と協議の上、必要に応じて合同で地域公共交通会議を開催するものとする。

(協議結果の取扱い)

第9条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第10条 交通会議の庶務は、都市整備局総合交通政策部地域交通推進課において処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年3月4日から施行する。

附 則（令和2年12月16日改正）

この改正は、令和2年12月16日から施行する。

附 則（令和３年３月１９日改正）

この改正は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和７年４月２２日改正）

この改正は、令和７年４月２２日から施行する。